

**宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場の管理における
指定管理者制度活用の実施方針**

令和3年10月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

(宝台樹キャンプ場)

所在地	利根郡みなかみ町大字藤原915-1番地内
設置年月日	昭和51年6月
敷地面積	38ヘクタール(みなかみ町から使用貸借)
主な施設・建物	休憩舎(平屋建480.78㎡)、ほか炊事場等建物、工作物その他付帯施設など

(宝台樹スキー場)

所在地	利根郡みなかみ町大字藤原地内
設置年月日	昭和54年12月
敷地面積	31ヘクタール(みなかみ町から使用貸借)
主な施設・建物	休憩舎(平屋建511.00㎡)、管理棟等建物、その他付帯施設など

(2) 施設の設置目的

国民の余暇活動と自然環境の享受に対する要求に応え、併せて本県への観光誘客を図る。

(3) 指定管理者制度活用の目的

県民に対するレクリエーション環境の整備や首都圏からの観光誘客に資する施設であることから県が設置しているが、管理運営については、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、県民サービスを向上することが可能と考えられる。

(4) 指定の期間(予定)

令和3年12月15日～令和7年3月31日

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由：宝台樹キャンプ場における有料施設の大部分は社有施設であり、県有施設による収入はわずかであることから、利用者増のインセンティブにつながらないため。

なお、宝台樹スキー場には、有料の県有施設はない。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

30,993千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む指定期間の総額）

(宝台樹キャンプ場)	
令和3年度	171千円（前指定管理者との日割）
令和4～6年度の総額	5,283千円（各年度 1,761千円）
(宝台樹スキー場)	
令和3年度	3,384千円（前指定管理者との日割）
令和4～6年度の総額	22,155千円（各年度 7,385千円）

(7) 施設の管理運営方針

- ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 県民のレクリエーション活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

- (ア) 施設等の維持管理に関する業務
- (イ) 施設の貸し出しに関する業務
- (ウ) 施設利用者からの相談に関する業務
- (エ) 施設に係る情報の受発信に関する業務

イ 要求水準

選定要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

(宝台樹キャンプ場)

施設利用者数	17,416人/年（うち県有施設利用者944人/年）		
（前回	17,636人/年	1,012人/年）	
過去3年度の実績の平均を目標とする（前回は5%増）を目標とする。			
H30:	20,141人、	R1: 18,410人、	R2: 13,698人
	(624人)	(1,050人)	(1,158人)

(宝台樹スキー場)

施設利用者数	101,782人/年		
（前回	135,000人/年）		
過去3年の実績の平均を目標とする（前回は収支が黒字となる利用者数）を目標とする。			
H30:	117,667人、	R1: 100,487人、	R2: 87,191人

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

非公募とする。（非公募対象者 株式会社みなかみ宝台樹リゾート）

理由： 同社は、現指定管理者から事業譲渡を受け、リフト等の施設の主要な部分を承継する。県有施設を同社所有の施設と一体的に管理運営することで、施設の効果的・効率的な活用が可能となるため。
県有施設は、休憩舎、トイレ、汚水処理施設など全体の一部

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、株式会社みなかみ宝台樹リゾートから提出された事業計画書等について、選定要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計に関する有識者（公認会計士、中小企業診断士等）、観光・レクリエーション分野に関する有識者、施設利用代表者から 5 名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

- (ア) 施設等の維持管理に関する業務事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。
- (ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (エ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策、緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

エ 審査経過の公開

提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、株式会社みなかみ宝台樹リゾートの利益及び選定の公正を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年 10月
選定委員会の設置	10月
審査の実施	10月～11月
候補者としての適否の判定	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	12月
指定管理期間開始	12月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

武尊山観光開発(株)

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

（宝台樹キャンプ場）

令和2年度（2020年度）実績

収入 1,761千円 支出 2,660千円

（宝台樹スキー場）

令和2年度（2020年度）実績

収入 7,385千円 支出 7,356千円

(3) 施設利用の実績

（宝台樹キャンプ場）

令和2年度（2020年度）実績

施設利用者数 13,698人 （うち県有施設利用者1,158人）

（宝台樹スキー場）

令和2年度（2020年度）実績

施設利用者数 87,191人